

# 草加市教育委員会会議録

平成30年第1回定例会

平成30年草加市教育委員会第1回定例会

平成30年1月24日(水) 午前8時55分から

教育委員会会議室(ぶぎん草加ビル4階)

○議 題

- 第1号議案 草加市立小中学校通学区域及び就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第2号議案 草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部を改正する基準の制定について
- 第1号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
- 第2号報告 草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告について
- 第3号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について
- 

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	井 出 健 治 郎
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子

○説明員

教育総務部長	今 井 規 雄
教育総務部副部長 (兼)学務課長	関 根 秀 一
教育総務部副部長	青 木 裕
総務企画課長	伊 藤 寿 夫
教育支援室長	和 田 卓

○事務局

名 倉 毅  
山 岸 亮

○傍聴人 0人

---

午前8時55分 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、平成30年教育委員会第1回定例会を開催いたします。

---

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

———— 前回会議録の朗読 ————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了します。

---

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日は、議案が2件、報告が3件となっております。

なお、委員さんの中で議題以外の教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくをお願いいたします。

---

◎第1号議案 草加市立小中学校通学区域及び就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○高木宏幸教育長 初めに、第1号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 草加市立小中学校通学区域及び就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について定めたいので提出するものでございます。

草加市松原一丁目及び二丁目地内の住居表示の街区区域及び符号の変更等に伴い、栄小学校、花栗南小学校、松原小学校及び花栗中学校の通学区域の表記の一部を改める必要を認めたため

でございます。

小学校の通学区域では、栄小学校、花栗南小学校、松原小学校の通学区域、中学校の通学区域では、花栗中学校の通学区域につきまして、松原団地再開発事業に伴い、住居表示の変更等がございましたので変更するものでございます。4ページには、新旧対照表がございます。

別添参考資料の見方でございますが、議案書3ページと合わせてご覧ください。一つの例でございますが、別表1小学校の通学区域の表草加市立栄小学校の項中、「松原二丁目の一部（1～3の一部）」を「松原二丁目の一部（1（22号～25号を除く。））」、これを一つの例にとりたいと思います。参考資料に、①が二つ並んでいるかと思えます。その右側が、この一部の1となります。

「（22号～25号を除く。））」というのは、左側にも①がありますが、この中の建物に番号が振ってあることが分かると思えます。この番号に該当するものについては、除くということになります。今回、①のこの部分に表示が出たということになります。

その他、2、3についても同じような見方をしていただければお分かりいただけると思えます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 表記が変わるだけで、地区や面積などは変わらないということですか。

○説明員 はい。建物が新たに建てられましたので、表示が付けられたということです。

○小澤尚久委員 栄小学校の近くは、今も建設が進んでいます。今後の栄小学校の人数の問題に対して、対応できるような計画を立てていただいているとは思いますが、動向等をお聞かせください。

○説明員 今後の見通しでございますが、平成32年頃までは、若干減少していく傾向ですが、その後開発に伴って、増加傾向になってまいります。

○小澤尚久委員 今のところ、十分対応できるということでしょうか。

○説明員 はい。そのように考えております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第1号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第1号議案については、可決いたします。

---

◎第2号報告 草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告について

◎第2号議案 草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部を改正する基準の制定について

○高木宏幸教育長 次に、通常では、議案、報告の順でご審議をいただくところですが、第2号議案につきましては、第2号報告を受けての議案でありますので、その関連から第2号報告を先にさせていただいて、その後に第2号議案を審議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようでございますので、第2号報告、第2号議案の順で一括審議いたします。

それでは、第2号報告及び第2号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第2号議案につきましては、第2号報告と相互に関連しますので、先に、第2号報告を説明させていただいたのち、第2号議案の説明をさせていただければと思います。

初めに、草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告でございます。平成28年8月2日付け草教学第448号をもって草加市立小中学校通学区域審議会に諮問し、平成30年1月5日に草加市立小中学校通学区域審議会会長から、草加市立小中学校の望ましい通学区域の在り方について答申がありましたので報告いたします。

松原団地駅西口周辺の再開発に伴う、近隣小中学校の通学区域の在り方について、次の3点について答申がございました。

1点目は、新田中学校通学区域の旭町二丁目・四丁目・五丁目の学校選択可能地域の廃止について、2点目は、松原小学校、小山小学校の通学区域の再編成について、3点目は、栄中学校、花栗中学校の通学区域の再編成についてでございます。

詳細は、別添参考資料の地図で説明させていただきます。

初めに、1点目でございますが、地図上の黄色の地域、旭町二・四・五丁目は新田中学校の通学区域で、栄中学校への学校選択可能地域でございます。今後、栄中学校の生徒数の増加に備え、平成36年度入学者から学校選択可能地域を廃止するというものでございます。

次に、2点目でございますが、地図上のピンク色の地域、北谷二丁目の一部と緑色の地域、

北谷二丁目・小山一丁目の一部を平成34年4月1日から小山小学校の通学区域とするものです。

これは、今後、松原小学校の児童数の増加が予測できる一方で、小山小学校の児童数は減少傾向にあることや児童の登下校の安全性を考慮したためでございます。

通学区域の再編成に当たっては、該当通学区域の保護者や児童、地域住民への周知と理解が必要であるため、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間を移行期間として、既に学校選択可能地域である緑色の地域と合わせて、ピンク色の地域も学校選択可能地域として、平成34年4月1日からスムーズに通学区域の再編成を行うことができるようにするものでございます。

最後に、3点目でございますが、栄中学校の生徒数の増加への対応として、地図上のピンク色の地域、北谷二丁目の一部と緑色の地域、北谷二丁目・小山一丁目の一部を平成40年4月1日から花栗中学校の通学区域とするものでございます。

こちらも移行期間として、平成31年4月1日から一時的に両地域を学校選択可能地域とし、平成40年4月1日からは、花栗中学校の通学区域とするものでございます。

続きまして、草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部を改正する基準の制定について説明させていただきます。

ただ今ご説明いたしました、草加市立小中学校通学区審議会答申に鑑みまして、平成36年度入学者から新田中学校の学校選択可能地域を廃止するとともに、松原小学校の学校選択可能地域の一部を見直し、平成34年4月1日から当該地域を小山小学校の通学区域とし、栄中学校の学校選択可能地域の一部を見直し、平成40年4月1日から当該地域を花栗中学校の通学区域とする必要を認めたものでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 黄色の地域のことですが、こちらは新田中学校の通学区域とのお話がありました。実状として、栄中学校と道一本を隔てて接している部分かと思うのですが、安全面などを考えて地域の方々の反応というのは、現時点としていかがなものでしょうか。

○説明員 現在、この地域の生徒の状況を見てみますと、約60人の生徒が栄中学校に通っている現状でございます。

しかし、新田中学校に通っている方もいらっしゃいますので、周知する期間等を設定させて

いただいて、丁寧に説明をしていく期間が必要かと思えます。丁寧に説明をすることで、ご理解いただけるとの見通しをもっております。

○小澤尚久委員 通学区は、ご本人の昔からのいろいろな思いというものもあると思うので、今、説明していただいたように、丁寧に時間をかけて進めていくことがいいかと思えますので、よろしく願いいたします。

○高木宏幸教育長 この黄色の部分は、昨年度、ご審議いただいて、栄小学校にも通える地域だったものを廃止し、新田小学校の通学区域にいたしました。合わせて新田小学校を卒業した児童は、基本的には新田中学校に行くことになるので、今、説明があったように、しっかりと説明をしながらご理解を得ていく必要があると思えます。小学校における通学区域の編制の変更に基づいて、また中学校もそれに基づいて変更していくことになると思えます。そのようにご理解いただければと思えます。

○加藤由美委員 年が離れた小学生などは、学校が違うということもあり得ることでしょうか。

○説明員 現在、兄弟関係については、教育的配慮もございまして、指定学校の変更を許可している部分もございます。この対応については、今後変わっていかないと思えます。

○高木宏幸教育長 兄弟関係については、この基準に基づいて配慮をするということですね。

○説明員 はい。兄弟がその学校に通っていれば、下の子も同じ学校に入学できるよう、配慮をしているところでございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第2号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第2号議案については、可決といたします。

---

◎第1号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第1号報告について、学務課長より説明させます。

○説明員 それでは、県費負担教職員の専決人事を報告させていただきます。

平成29年12月の県費負担教職員の人事につきまして、ご報告申し上げます。

育児休業でございますが、小学校教諭1件、小学校養護教諭1件、中学校教諭1件でござい

ます。

次に、退職でございますが、小学校教諭1件でございます。

続きまして、発令でございますが、欠員補充が小学校教諭1件。

代替でございますが、小学校育休代員が2件、中学校育休代員が1件、小学校産休代員が1件でございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○加藤由美委員 退職された小学校教諭の方について、差し支えなければ年齢、性別、理由を教えてくださいと思います。

○説明員 小学校の男性教員でございます。年齢は40歳代になります。病気がございまして、12月で退職ということになっております。

○小澤尚久委員 育児休業は、全て女性教諭ですか。

○説明員 全て女性でございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第1号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第1号報告については、承認といたします。

---

◎第3号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第3号報告について、教育支援室長より説明させます。

○説明員 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告をさせていただきます。平成29年12月15日に実施いたしました第6回草加市障害児就学支援委員会の審議の結果を受けての報告でございます。

初めに、諮問事項(1)障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてご報告させていただきます。

特別な教育措置1、今回の調査依頼人数、調査実施人数は、小学校在籍児童14人、中学校

在籍生徒2人でございます。

次に、障がいの種類の判断でございます。障がい種を判断できるほどの課題は見られないが3人、知的障害が4人、情緒障害等が9人でございます。

次に、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

障がい種を判断できるほどの課題は見られないの3人は、市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましいとの判断でございました。

知的障害の4人は、知的障害特別支援学級で指導することが望ましいとの判断でございました。

情緒障害等の中では、市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましいが1人、通級指導教室での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましいが5人、自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいが3人でございました。

続きまして、特別な教育措置2、通級による指導ことば・きこえの結果でございます。

今回の調査依頼人数、調査実施人数は3人でございます。

この中で、ことばに障がいがあると思われる児童は3人ございます。

障がいの種類の判断ですが、構音障害が1人、吃音が2人でございます。

障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、自然治癒の可能性も認められるため継続して観察することが望ましいが1人、通級指導教室でことばの指導を受けることが望ましいが2人でございました。

続きまして、諮問事項（2）障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてご報告させていただきます。

今回の調査依頼人数、調査実施人数は、12人でございます。

障がいの種類の判断は、障がい種を判断できるほどの課題は見られないが4人、知的障害が1人、情緒障害等が7人でございます。

障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、障がい種を判断できるほどの課題は見られないの中では、通常学級で観察指導することが望ましいが2人、市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましいが2人でございました。

知的障害の1人は、知的障害特別支援学校で指導することが望ましいとの判断でございました。

情緒障害等の中では、通級指導教室での指導を受けながら通常学級で指導することが望まし

いが1人、自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいが6人でした。  
説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 31ページで、障がい種を判断できるほどの課題は見られないの中で、通常学級で観察指導することが望ましいとの判断が出たお子さんが2人いらっしゃると思いますが、この2人に対しての観察指導という意味も含めて、今後の支援体制についてお聞かせください。また、28ページにも教育支援室の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましいと判断が出た児童・生徒が4人いますが、この児童・生徒に対しての今後の支援体制や人員の配置、これからの見通し等について教えていただければと思います。

○説明員 まず、31ページの就学予定児についてですが、通常学級で観察指導が2人、市教育支援室等の支援を受けながらという2人がおりますが、これからの入学に向けて、保護者の了解を得られれば、各小学校へお子さんの状況を伝えて、学校で十分丁寧な指導をしていただくように依頼をします。

教育支援室といたしましても、臨床心理士の巡回相談等で、学校での様子を確認しながら指導を進めてまいりたいと思います。

また、この年齢のお子さんは、子育て支援センターの療育等に通っているお子さんが多いので、学校と子育て支援センターと教育支援室で連携を図って、様子を見ていきたいと考えています。

28ページの在学児童・生徒でございますが、こちらは子育て支援センターの対象年齢を過ぎてしまっている児童・生徒もおりますので、教育支援室で相談対応として、臨床心理士と相談をしながら子どもの様子を確認しております。保護者の要望を受けながらということになりますが、教育支援室で相談を行っております。

また、学校での様子については、学校と教育支援室で連携をとりながら指導していくということになると思われまます。

○小澤尚久委員 ありがとうございます。今のところは、人員が足りないという話はないけれども、様子によっては、また対応が変わっていくこともあるのでしょうか。

○説明員 この後、特別支援教育支援員や、特別支援教室児童担当指導員という者もおりますので、その者を派遣していくかどうか市全体を見て、その他のお子さんの様子も鑑みながら配置を考えていく予定でございます。

○小澤尚久委員 分かりました。よろしくお願ひいたします。

○加藤由美委員 31ページの知的障害の特別支援学校で指導することが望ましいと、資料には出ていますが、現時点で特別支援学校に行くかどうかは決まっていますか。

○説明員 12月に判断を受け、年が明けてから特別支援学校を見学して、体験等を通して、昨日、保護者からの意向を確認し、特別支援学校への入学を希望されるということで、手続をこれからするところです。

○加藤由美委員 29ページで、調査人数が3人いましたが、自然治癒の可能性も認められるため継続して観察することが望ましいという1人は、障がいの種類はどのような判断が出ていますか。

○説明員 吃音の判断が出ている2人のうちの、1人になります。

---

○高木宏幸教育長 続きまして、その他の報告がございましたらお願ひいたします。

○教育総務部長 特にございませぬ。

○高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願ひいたします。

○教育総務部長 次回の教育委員会の日程でございますが、平成30年第2回定例会を2月7日水曜日、時間は午前9時から、場所は教育委員会会議室でお願ひしたいと思います。

---

#### ◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午前9時27分 閉会